

---

---

## 第1編 序論

---

---



## 1 策定の背景

平成17年に1市2町1村の合併により誕生した大洲市（以下「本市」という。）は、第1次大洲市総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の将来像である「きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指し、市民と行政が力をあわせ、まちづくりを進めてきました。平成29年度からは、さらなる本市の発展に向け、第2次大洲市総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）を策定し、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像と掲げ、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、本市のさらなる魅力の向上を目指した取組を進めているところです。

総合計画は、市政における最上位の計画として、「基本構想」と「基本計画」で構成されています。この「基本計画」については、中間年度である令和3年度に、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化、新たな市民のニーズ等を踏まえて、「後期基本計画」として見直しを行うこととしています。

そのため、甚大な被害を被った平成30年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症への対応、アフターコロナの「新たな日常」の原動力となるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」<sup>注1</sup>という。）の推進などの本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえつつ、市民一人一人が美しくきらめくまちの中で支えあいながら暮らし、創意工夫を重ねて、心豊かな生活を実現していくため、これからのまちづくりの方向性を定める「第2次大洲市総合計画 後期基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

注1 DX（Digital Transformation：デジタル変革）：行政や市民・事業者等が、デジタル技術も活用して、市民本位の行政、社会、地域等を再構築するプロセス

## 2 計画の根拠

本計画は、「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により本市の最上位計画として位置付けられています。

## 3 計画の役割

本計画は、本市の行政運営の基本指針として、各分野における施策の整合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、本計画は、市政の各分野における目標を示す計画であるとともに、市民と行政の共創<sup>注2</sup>によるまちづくりの共通目標・行動指針となるものです。

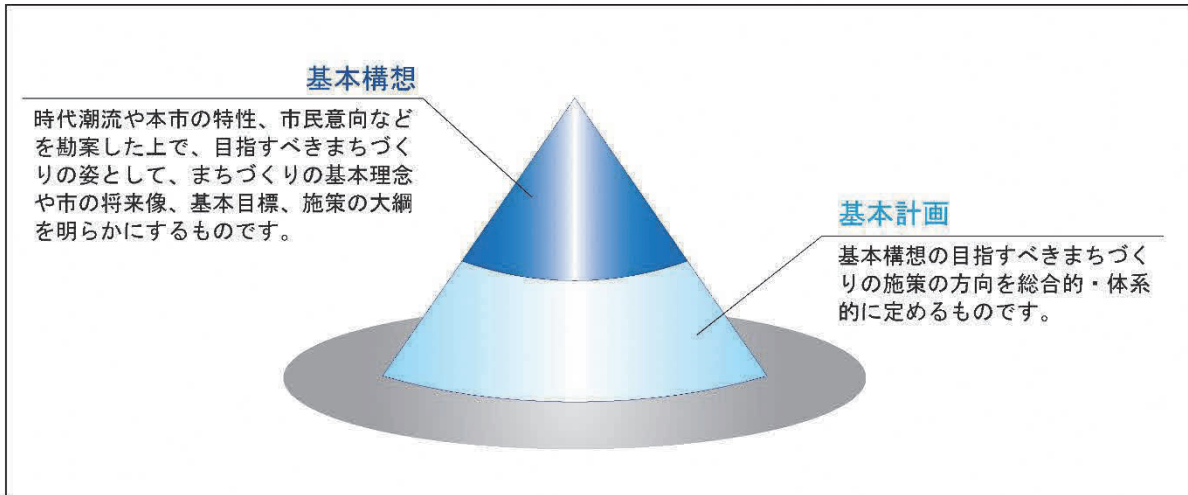
本計画に定めた施策の推進にあたっては、時代潮流を踏まえながら、計画的・効率的に取り組むとともに、市民との共創や国・県、事業者、各分野の団体などの関係機関との連携を図っていくものとします。

注2 共創：市民や団体、事業者と行政が一緒になって、市の魅力づくり、まちづくりに関する意見やアイデアを出し合い、その具体化を図り、新たな地域の魅力や価値を創出していくこと。

## 1 総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画から構成されています。  
それぞれの内容は以下のとおりです。

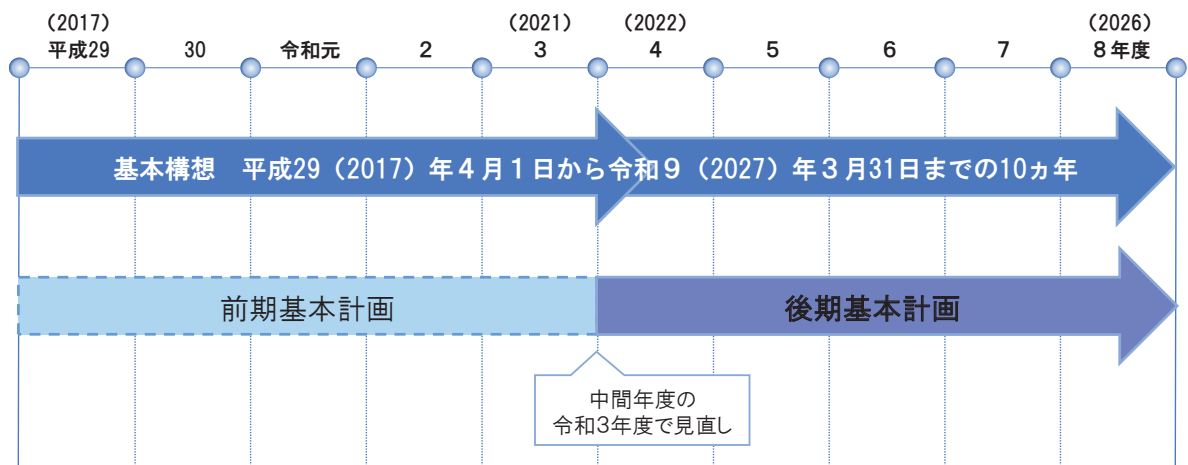
■総合計画の構成（イメージ）



## 2 総合計画の期間

本計画は、第2次大洲市総合計画の計画期間を踏襲し、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

■総合計画の期間



## 第3章

## 時代潮流

目まぐるしく変化する社会経済情勢により、時代のキーワードは、1980年代の「国際化、ハイテク化、情報化、高齢化、地方の時代」、1990年代の「バブル崩壊、リストラ、グローバル化、地球環境」、2000年代の「構造改革、格差社会、人口減少時代」、2010年代の「安全・安心、地域のつながり、縮小社会」へと、大きく変化しています。

また、近年では、全国各地での自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症などを背景に、「危機対応」や「デジタル化の加速」など、これまでの社会・産業構造等を根幹から変革させる事象が発生しています。

このように大きく変化する時代にあって、本市にふさわしい将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、時代潮流を把握しました。

**1** 国際化の進展

国際化が進展し、人・物・情報・文化の国をまたいだ交流や移動が、より一層活発になっています。

また、これに伴い、生産拠点の海外移転や輸出入額の増大、外国人労働者の増加などが進み、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えていると言えます。特に、本市の基幹産業である農林水産業においては、多国間との関税交渉の影響が懸念されているところです。

このような状況の中で、地域産業が発展を続けるためには、各種産業の生産性向上や国際競争力を持った産業づくり、優れた人材の確保・育成などが不可欠となっており、国際的な視野を踏まえたまちづくりが求められています。

- ・ 国際競争力を持った産業づくりが必要です。
- ・ 国際化に対応する人材育成が必要です。

## 2 社会の成熟化・価値観の多様化

成熟社会となったわが国では、経済における好調な成長はもはや過去の出来事となり、低成長が続く時代へと移行しています。また、人々の志向も、量的な拡大志向から質的な向上を重視する志向へ移行してきています。それにより、これまでの経済的な豊かさに加え、精神的な豊かさを感じられることが求められています。

あわせて、人々の価値観も多様化してきており、多様な働き方やライフスタイルを支える社会・経済の制度や仕組みが求められています。地域社会においても地域の自主性やオリジナリティが重視されており、地域性を活かした住環境の形成や地域の特産品を活かしたブランド化の推進、地域の伝統・文化の伝承など、地域の個性を活かしたまちづくりが重視されています。

その中で、市民一人一人が生涯にわたって自主的に学び、能力を高め、その成果を主体的にまちづくりに活かしていくことが求められています。

- ・多様なライフスタイルを支える社会の仕組みが必要です。
- ・地域の個性を活かしたまちづくりや市民が主体となる取組を支援する仕組みが必要です。

## 3 少子高齢化と人口減少の進行

わが国では、世界でも特に速い速度で人口減少と人口構造の変化（少子高齢化）が進行しています。人口減少・少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の停滞、高齢者に対する社会保障費の増加による財政の圧迫など、多方面に影響を与えると考えられています。

その一方で、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、持続可能な都市経営の実現が課題となっています。このような中、国では、人口減少社会に対応した都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。

本市の人口は平成 27（2015）年に 44,086 人であったものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2040 年には 28,693 人、2045 年には 25,670 人に減少し、高齢化も進むと予測されることから、産業振興や子育て支援などの人口減少・少子高齢化への対応が急務となっています。

- ・老朽化したインフラ・公共施設の対策や人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・人口減少の課題克服に向けて、産業振興や子育て支援など、あらゆる取組が必要です。

## 4 デジタル社会の進展

SNS<sup>注3</sup>をはじめとしたインターネットを使ったサービスやスマートフォンなどの普及に伴い、日常生活や企業活動、行政サービスといった様々な分野において、世界規模で時間や地理的条件にとらわれることなく情報の発信や交流、各種サービスの享受が簡単にできるようになるなど、デジタル社会の形成が進んでいます。

本市においても、長年懸案であった市内全域の光回線による高速通信網が令和3年度に整備され、市内における情報通信格差の解消が図られました。

また、平成28年1月からは社会保障や税などの分野で情報を管理する「マイナンバー制度<sup>注4</sup>」の運用により、行政の効率化や市民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けた取組が進められています。

本市では、行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など様々な分野において、DXの推進に向けた取組が行われようとしています。

一方で、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の徹底などがますます重要となっています。

- ・整備された情報通信基盤の有効な利活用の促進が必要です。
- ・行政、市民及び産業の3つの分野におけるDXの推進を図っていくことが必要です。
- ・情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護などが必要です。

注3 SNS：Social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク（ソーシャルネットワーク）を構築するサービスのこと。

注4 マイナンバー制度：住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税制などの分野において、公平・公正・効率的な行政手続きを行うための制度。

## 5 自主・自立のまちづくりと市民・事業者・行政の共創

地方分権により国から地方への権限移譲が進められており、地方分権がまさに実行段階を迎え、これまで以上に地方自治体の責任・役割が増大しています。

一方、社会の成熟化を迎えて、市民のニーズや価値観は多様化・複雑化し、行政だけでは地域の課題に対応することが困難になってきています。

地方自治体の責任・役割が増大する現代において、本市が自主的・自立的なまちづくりを進め、新たな地域の魅力や価値を創出していくためには、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの共創や異業種間での連携による取組が不可欠と言えます。また、それぞれが主体としての役割と責任を認識し、共創によりまちづくりを進めることが必要です。

- ・市民・事業者・行政の共創とそのための仕組みづくりが必要です。
- ・市民や事業者の自主的な取組を促していく必要があります。

## 6 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災以降、全国的に安全・安心、防災・減災対策に関する意識が高まっています。本市をはじめとした四国地方では、南海トラフ地震に伴う津波のリスクをはじめ、地震による建物倒壊等が懸念されています。また、近年、頻発・激甚化する線状降水帯による大雨の被害など、自然災害の危険性が高まっています。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、肱川の氾濫や土砂災害などにより、本市では 5 名の尊い人命が失われるとともに、住家やインフラ、産業基盤などに甚大な被害が生じました。現在、国・県による肱川緊急治水対策が進められる中、大洲市復興計画（令和 2 年 7 月 第 2 版策定）に基づき、市民生活、生活基盤、経済産業の再生と防災力の向上を図り、まちの賑わいを取り戻すために、復旧・復興に係る様々な施策・事業を進めているところです。

本市は、行政の災害対策の指針となる国土強靱化地域計画や地域防災計画の見直しなどに取り組むとともに、自主防災組織の充実強化により市民の防災意識の向上を図っています。

今後もハード・ソフト対策を充実し、平成 30 年 7 月豪雨災害からの一日も早い復興を成し遂げ、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。また、防災・減災対策は、行政だけで実施することは困難であるため、市民一人一人の防災意識の向上が必要となります。

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害からの一日も早い復興を成し遂げるため、復興計画を着実に推進していくことが必要です。
- ・ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりが必要です。
- ・市民一人一人の防災意識の向上が必要です。



## 7 ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、全国的な外出自粛や休業の要請などにより、急速に景気が悪化し、人々の暮らしや経済に大きな影響を与えています。私たちの生活においても、テレワークやオンライン授業など、デジタル技術の活用が進み、「ウィズコロナ」や「ニュー・ノーマル」と称されるように、今までの「日常」が大きく変化しました。

その「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDXが求められています。

本市においても、産業や市民生活などに影響が出ている中、徹底した感染対策のもと、経済の回復や市民生活の支援に取り組むとともに、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」の新しい時代における社会・価値観の変化を踏まえた対応策を講じる必要があります。

- ・徹底した感染対策を進めていくことが必要です。
- ・「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の新たな生活様式を見据えた取組が必要です。
- ・安心して暮らせる医療体制の充実が必要です。

## 8 未来へ向けた人材育成

急激な社会経済情勢の変化のもと、地域づくり、産業づくり、伝統・文化の継承など、あらゆる分野において、時代に即した人材の育成が求められています。

また、本市が将来にわたってきらめき続けるために、本市の将来を担う子どもたちの育成、子どもたちの郷土を愛する心の醸成が求められています。

このため、学校教育における特色ある教育内容の充実をはじめ、多様な社会経験を積む場をつくり、子どもから大人までのライフステージに応じた学びの場・機会を提供することが必要です。また、定年退職を迎えた団塊世代など、高齢化に伴い元気な高齢者が増加することを踏まえ、高齢者が培ってきた技術や人的ネットワークを活用することで、地域の担い手の確保・育成につなげていくことが必要となります。

- ・子どもから大人まで、質の高い学びの場・機会の提供が必要です。
- ・地域を担う人材の確保が必要です。

## 9 持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

人口減少や地域経済の縮小などの課題を抱える地域では、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組が、地域課題の解決に資するものとなります。SDGsを原動力とした地方創生の取組は、全国の自治体をはじめ、企業や団体などにおいても広がる中、本市においても各種施策をSDGsの観点から評価し、理念や目標、考え方を取り入れ、持続可能なまちづくりの実現を目指すことが重要です。



- ・SDGsの浸透を図り、持続可能なまちづくりの実現や地方創生につなげていくことが必要です。
- ・官民連携のもとSDGsの推進を図っていくことが必要です。

## 第4章

## 大洲市の現況

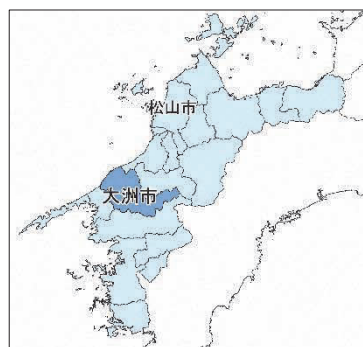
## 第1節 人口・産業などの動向

## 1 自然特性

## (1) 立地

本市は、愛媛県の西部に位置し、県都松山市から約50kmの位置にあります。四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっています。

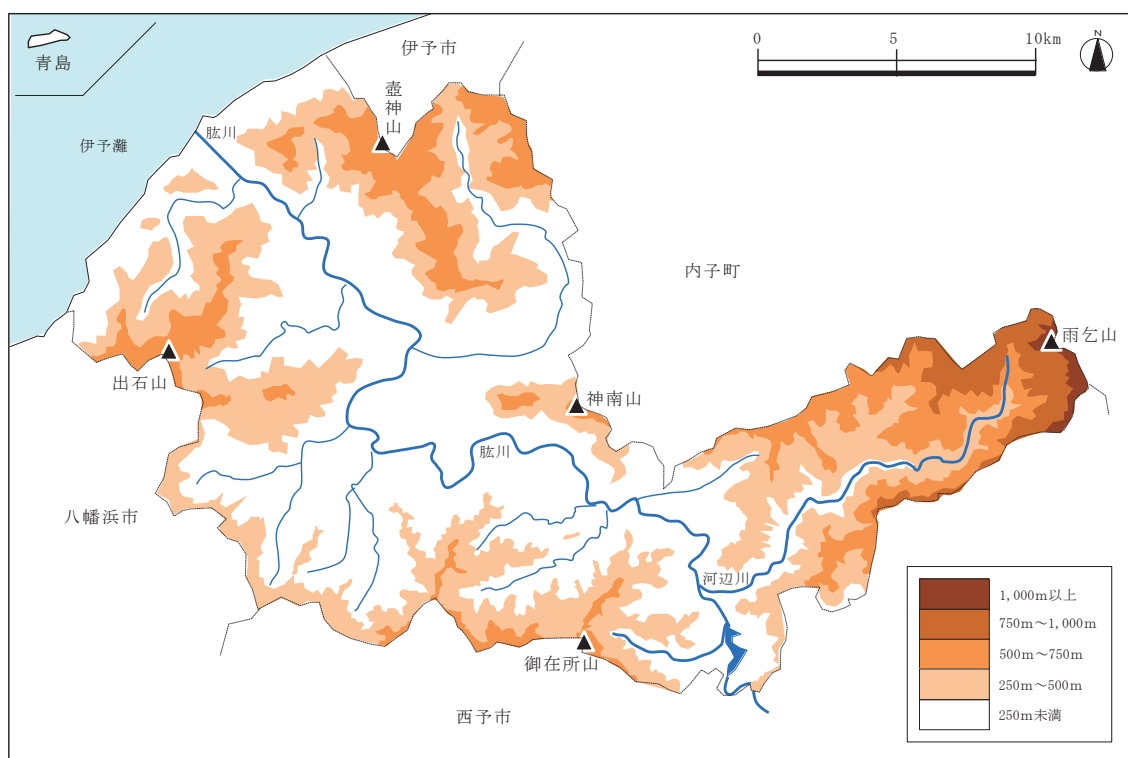
■位置図



## (2) 地勢

本市の面積は432.12km<sup>2</sup>で、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されています。中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面しています。肱川は、河口が狭隘な上に河川勾配も緩やかであり、多くの支川が大洲盆地に集中するといった特性を持っています。そのため、大雨時には、たびたび洪水被害に悩まされており、河川環境の保全とともに治水対策が進められています。

■地勢図



### (3) 気 候

東部は山間部で内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きく、西部は瀬戸内海性気候の温暖小雨の気候です。

盆地に河川が流れているなどの地形的特性から、冷氣と霧の発生が多く、秋から冬にかけて肱川下流へと流れ出る世界的にも珍しい「肱川あらし」が見られます。

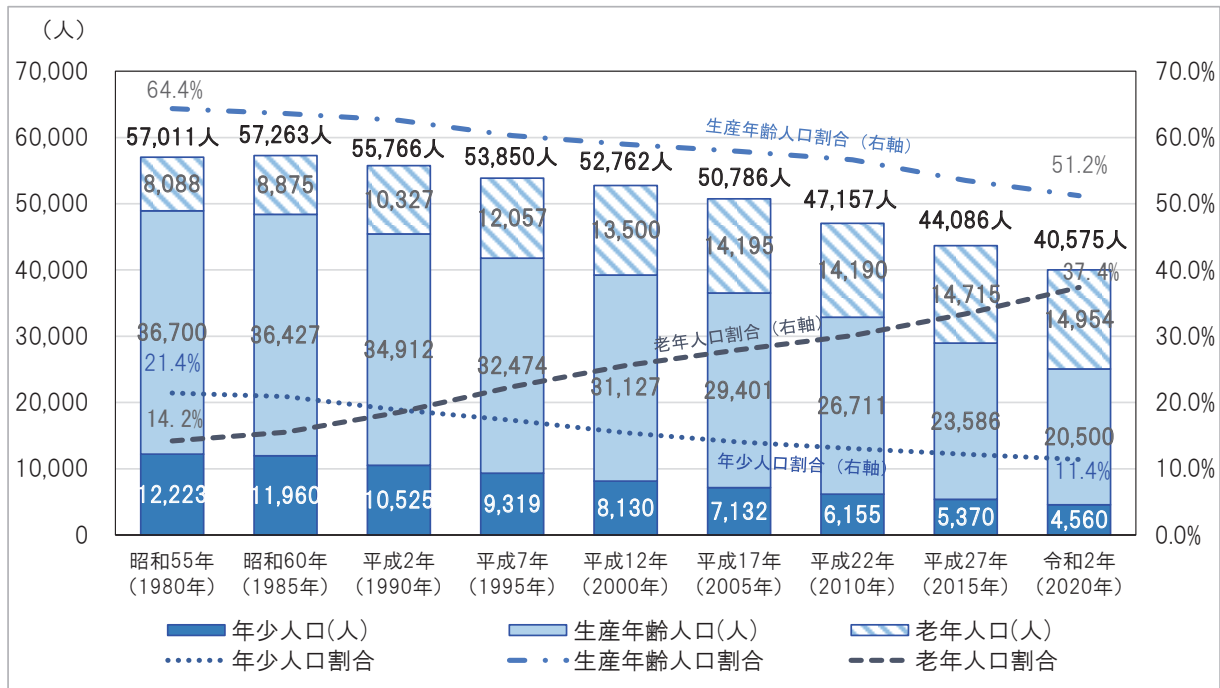
## 2 人口特性

### (1) 総人口の推移

総人口は一貫して減少傾向にあり、令和2（2020）年時点では40,575人となっています。

年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少している一方で、老年人口割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で37.4%となっています。

■総人口と年齢3区分人口の推移<sup>注5</sup>



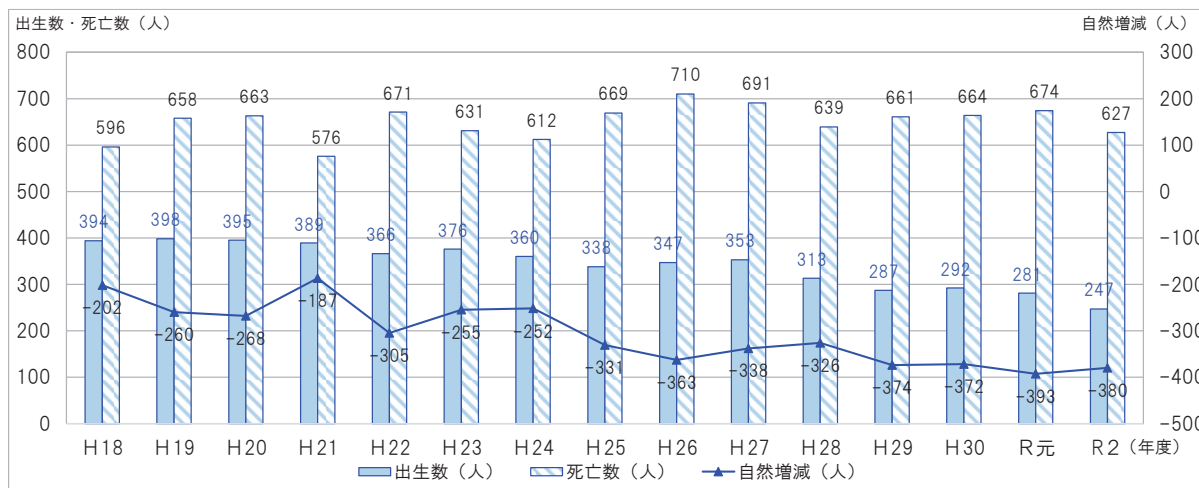
出典：総務省「国勢調査」

注5 各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢3区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

## (2) 出生・死亡／転入・転出の推移

出生数は減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度以降は、出生数 300 人未満が続いています。一方、死亡数は増減を繰り返しているものの 600 人以上となっており、「自然減」の傾向が顕著になりつつあります。

■自然増減の推移



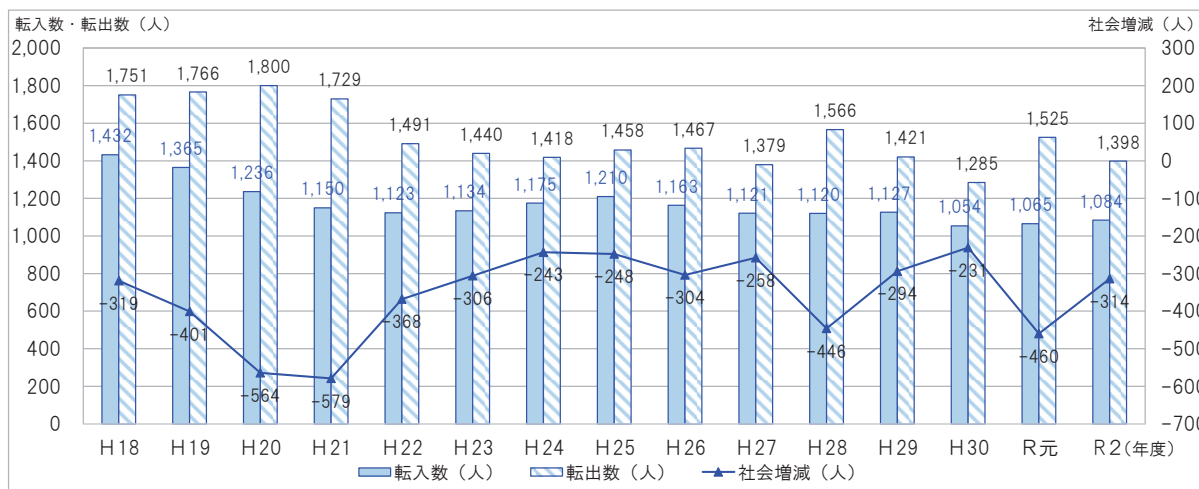
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

転入数は、平成 21 (2009) 年度頃まで減少傾向にありましたが、その後は 1,100 人程度でほぼ横ばい傾向にあります。

転出数は、大規模工場の撤退があった平成 21 (2009) 年度以前は、1,800 人程度見られていましたが、近年は、増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあります。

社会増減は、平成 21 (2009) 年度をピークに減少幅は小さくなりましたが、「社会減」の傾向は続いています。

■社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

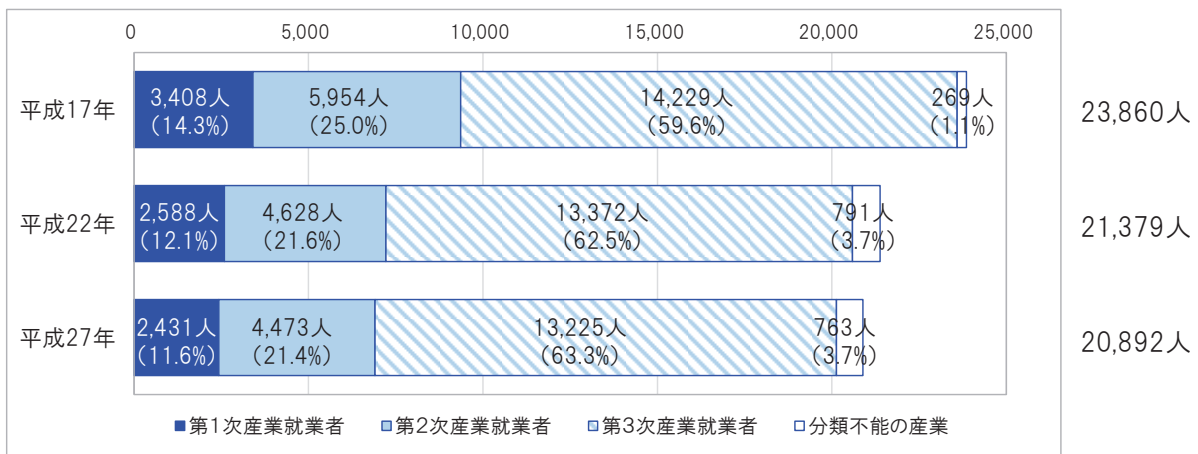
### 3 産業特性

#### (1) 産業全体の動向

平成 22 年と平成 27 年における産業別就業者数を比較してみると、第 1 次産業（農林水産業）や第 2 次産業（鉱業・建設業・製造業）、第 3 次産業（商業・サービス業）の全てで就業者が減少しています。

また、就業者数の割合をみると、第 1 次産業、第 2 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加しています。

■産業別就業人口の構成比



出典：総務省「国勢調査」

#### (2) 個別分野の動向

##### ①農林水産業

農業は、米、野菜、柑橘類をはじめ、畜産などが基幹となっています。

総農家数は減少を続けており、令和 2 年では 2,475 戸となっています。内訳は、販売農家が 1,014 戸、自給的農家が 1,461 戸となっています。

林業は、森林面積 31,515ha の 58.6%がスギ、ヒノキを主とした人工林になっており、令和 2 年には、137 の経営体により 2,875ha の所有山林が管理されていますが、間伐などが十分に行われていない森林が増加しています。その中で、栗と原木乾しいたけは、国内でも有数の生産量を誇っています。

海面漁業は、長浜地域において、サワラ、ハモ、ハマチ、フグ、アジ、サザエなどが水揚げされていますが、資源の減少や輸入水産物による価格低下、後継者不足など、厳しい状況にあります。内水面漁業ではアユ、ウナギなどがあります。

出典：農林水産省「農林業センサス」

## ②工業

工業は、工業団地（東大洲、春賀、徳森、晴海、拓海など）を中心にプラスチックやコットン製品、地域資源を活かした食料品、木材・木製品、窯業・土石製品・電子機器製品などの製造業事業所が立地しています。令和元年の従業者4人以上の製造業事業所数は58事業所、従業者数は2,153人、製造品出荷額などは約319億円となっています。近年、事業所数は、減少傾向にありますが、従業員数、製造品出荷額は、増加傾向にあります。

出典：経済産業省「工業統計調査」

## ③商業

平成28年の卸売・小売業は、商店数が595店（卸売：109 小売：486）、従業者数3,236人、商品販売額約802億円です。商店数は、平成3年以降減少傾向が続いていますが、近年の商品販売額は増加傾向にあります。

市内で製造または加工された商品、収穫される農林水産物を「大洲ええモンセレクション」に認定し、市内だけでなく市外・県外へ積極的にPRすることにより、「おおずブランド」の確立による商品の販路拡大、地場産業の振興に力を入れています。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

## ④観光業

本市は、「伊予の小京都」とも呼ばれ、市の中心部を流れる風光明媚な肱川、ミシュラン観光ガイドの一つ星に選ばれた「臥龍山荘」、さらには「大洲城」や「歴史的町並み」、「金山出石寺」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」など、様々な観光資源があります。

令和2年に八幡浜・大洲圏域を訪れた観光客数は、県内観光客数が約277万人、県外観光客数が約29万人の計306万人となっており、一時減少が示されました。増加傾向にあった観光客数は、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症等による影響が生じ、減少したことが考えられます。

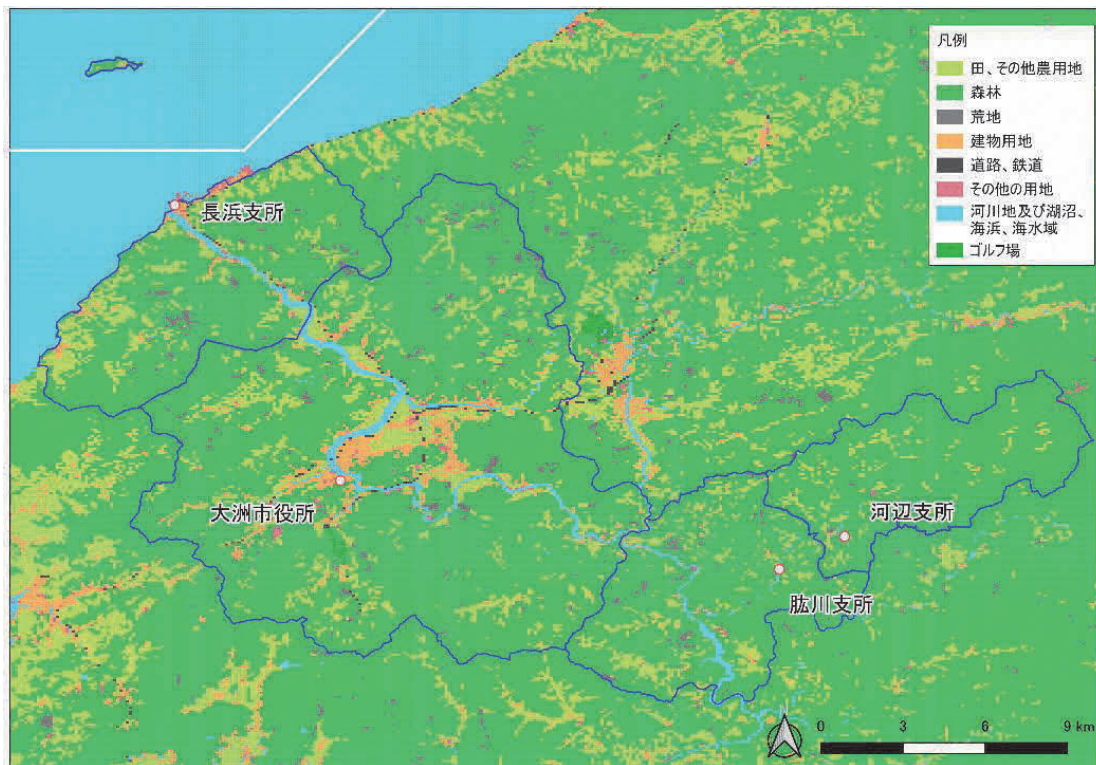
出典：愛媛県「令和2年 観光客数とその消費額」

## 4 土地利用特性

J R伊予大洲駅周辺など、大洲地域の中心部では、建物用地が多く、都市的土地利用がなされていますが、市域の大部分（72.9%）は森林となっています。

都市計画区域は4,296ha、農業振興地域は36,659ha（農用地区域：3,024ha）、水源かん養保安林は3,185ha、自然公園区域（瀬戸内海国立公園）は102haが指定されています。

■土地利用現況図



出典：国土交通省「国土数値情報『土地利用細分メッシュ（平成28年）』」

## 5 生活環境・地域基盤の状況

国道56号をはじめとした4本の国道と大洲長浜線などの主要地方道、一般県道が各地を繋いでいます。また、大洲市と他地域を結ぶ四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、大洲道路などが整備され、広域的な交通の利便性が向上しています。

鉄道は、J R予讃線と内子線が通っており、市内には伊予大洲駅など12の駅があります。また、路線バス、市内中心部を運行する循環バス（ぐるりんおおず）、集落周辺などを運行する福祉バスなどが走っています。

情報通信基盤は、CATVや光回線などのブロードバンドインターネット環境の整備が進められてきました。

公園・緑地は、富士山公園やふれ愛パーク、肱川緑地などの公園、緑地が整備されています。

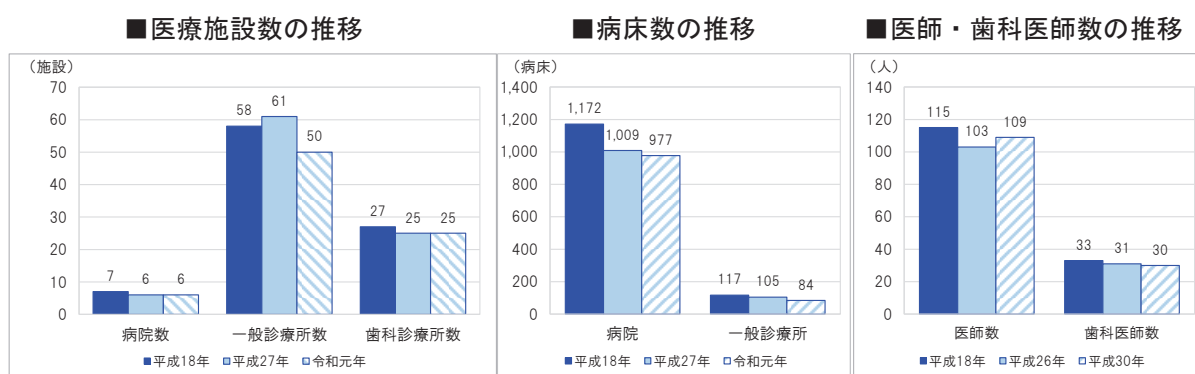
上水道は、概ね整備されています。下水道は、公共下水道や農業集落排水施設の整備、並びに合併処理浄化槽の普及に取り組んでいます。



## 6 医療、保育・教育、高齢者福祉施設などの状況

医療施設数について、平成18年、平成27年、令和元年を比較すると、病院数、歯科診療所数は、平成18年から平成27年にかけて減少していましたが、その後は、現状を維持しています。一般診療所数は、平成27年に増加していましたが、令和元年には、平成18年よりも減少しています。また、病床数を見ると、病院、一般診療所ともに減少傾向となっています。

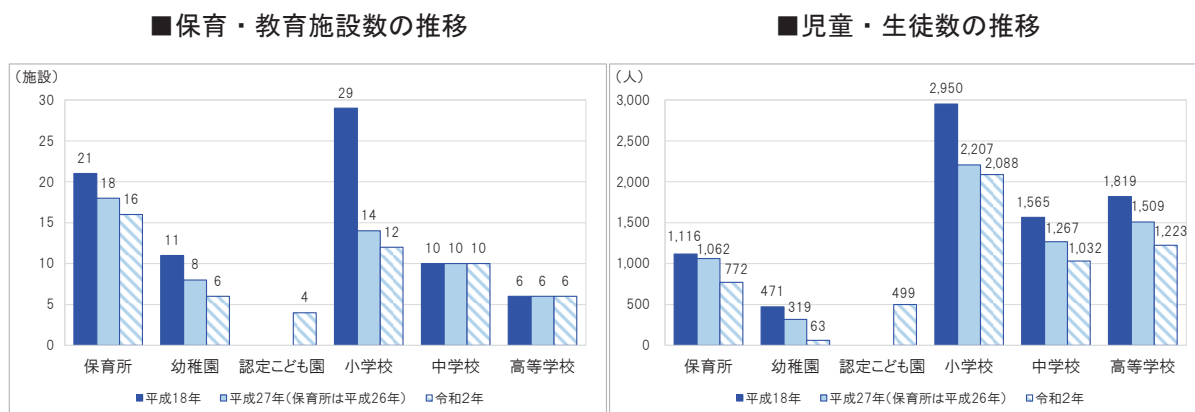
医師・歯科医師数について、平成18年、平成26年、平成30年を比較すると、医師数は、平成18年から平成26年にかけて減少していますが、平成30年には、増加を示しています。また、歯科医師数は年々、減少となっています。人口減少や医師・歯科医師の都市部集中など偏在の影響がうかがえます。



出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

保育・教育施設について、平成18年、平成27年（保育所は平成26年）、令和2年を比較すると、少子化に伴って小学校の減少が顕著です。なお、保育施設は、より良い子育て環境の提供に向け、認定こども園への移行や施設の統合・再編及び計画的な整備に取り組んでいます。

各施設の児童・生徒数も、全体的に減少傾向となっています。

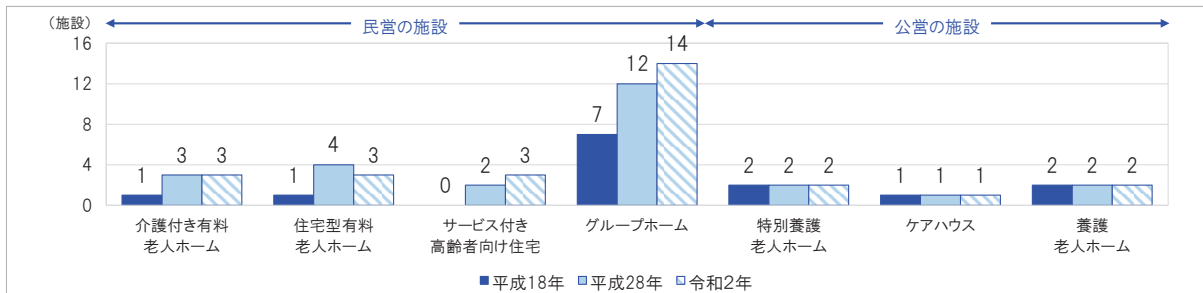


出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」、文部科学省「学校基本調査」、大州市資料

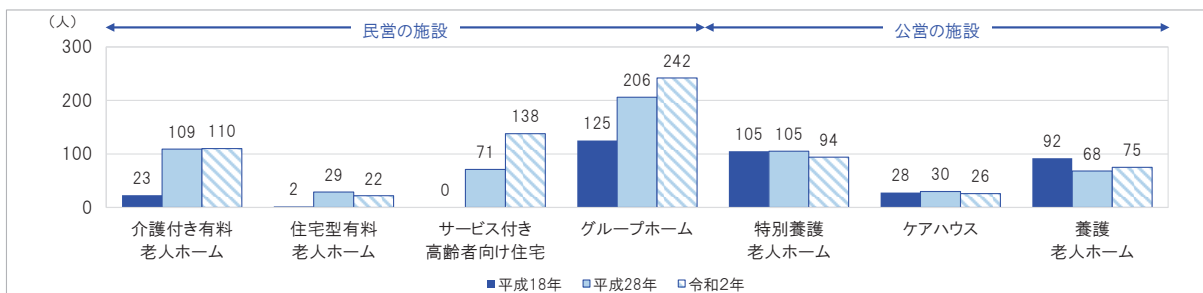
高齢者福祉施設について、平成18年、平成28年、令和2年を比較すると、民間運営による施設数が増加しており、高齢化の進行による影響が表れているものと考えられます。

また、施設入所者数についても、民間運営による施設の入所者数の増加が顕著となっています。

■ 高齢者福祉施設数の推移



■ 高齢者福祉施設入所者数の推移

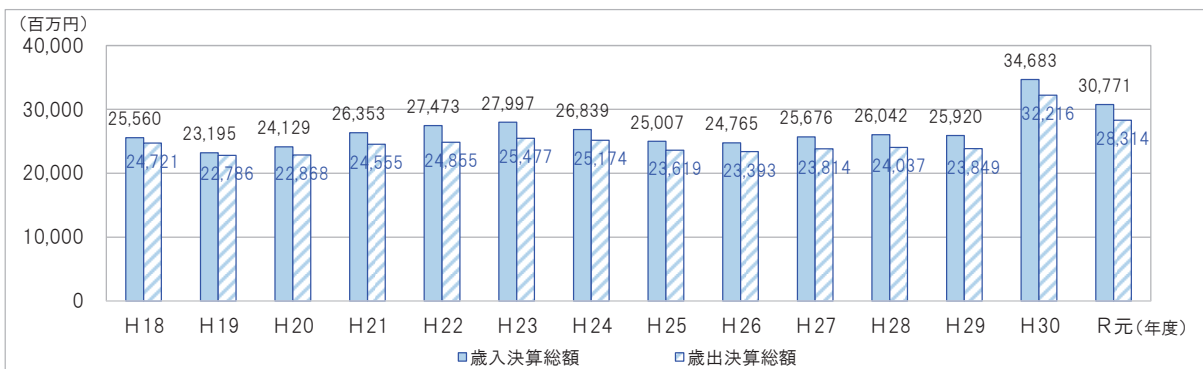


出典：大洲市資料

## 7 行財政の状況

行財政の状況について、歳入決算総額、歳出決算総額ともに近年増加傾向にあります。令和元年度の本市の決算総額は、歳入決算総額約307.7億円に対し、歳出決算総額約283.1億円で、歳入歳出差引額は約24.6億円（実質収支は約21.1億円）となっています。

■ 行財政運営の状況



出典：総務省「地方財政状況調査」

## 第2節 市民の声

### 1 アンケートの実施概要

令和3年7月、一般市民や高校生、都市部住民、事業所を対象にアンケートを実施しました。

主要な項目については、平成27年に実施した「大洲市総合計画策定のためのアンケート（以下「前回調査」という。）」結果との比較を行いました。

■今回調査（令和3年）の概要

|        | 一般市民        | 高校生     | 都市部住民 <sup>※</sup> | 事業所        |
|--------|-------------|---------|--------------------|------------|
| 配布数    | 2,500人      | 368人    | 100人               | 100社       |
| 回収数(率) | 725票(29.0%) | 368票(-) | 46票(46.0%)         | 47票(47.0%) |

※三大都市圏などに在住の大洲市出身者

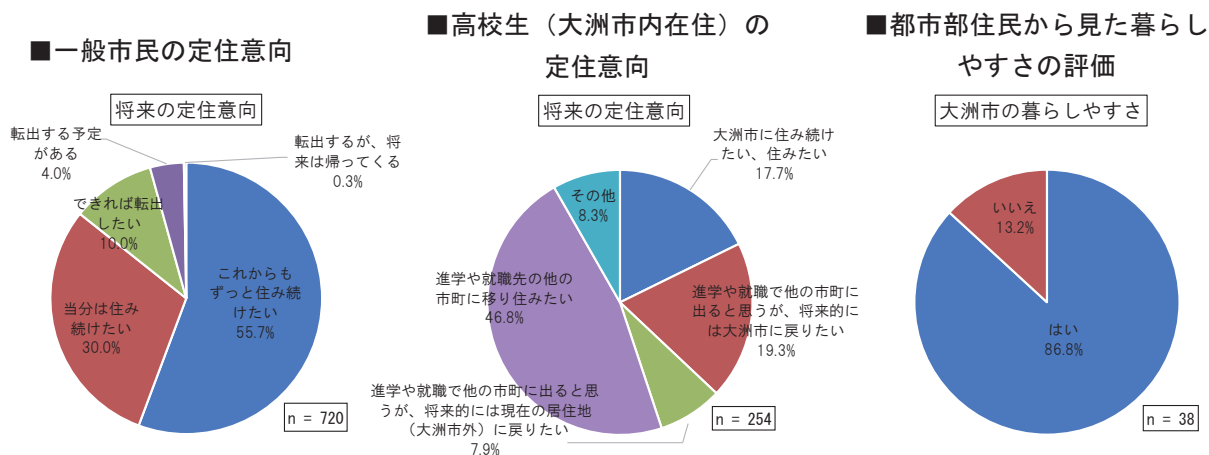
■前回調査（平成27年）の概要

|        | 一般市民        | 高校生     | 都市部住民 <sup>※</sup> |
|--------|-------------|---------|--------------------|
| 配布数    | 2,500人      | 431人    | 100人               |
| 回収数(率) | 973票(38.9%) | 431票(-) | 35票(35.0%)         |

### 2 定住意向・暮らしやすさの評価

「今後も大洲市に住み続けたい」という回答者は、一般市民では全体の約8割（これからもずっと住み続けたい 55.7%＋当分は住み続けたい 30.0%＝85.7%）、高校生では全体の約4割（大洲市に住み続けたい 17.7%＋将来的には大洲市に戻りたい 19.3%＝37.0%）を占めています。高校生では、定住を希望する割合が一般市民の半分程度となっています。

また、都市部住民の86.8%が、本市は暮らしやすいと評価しています。



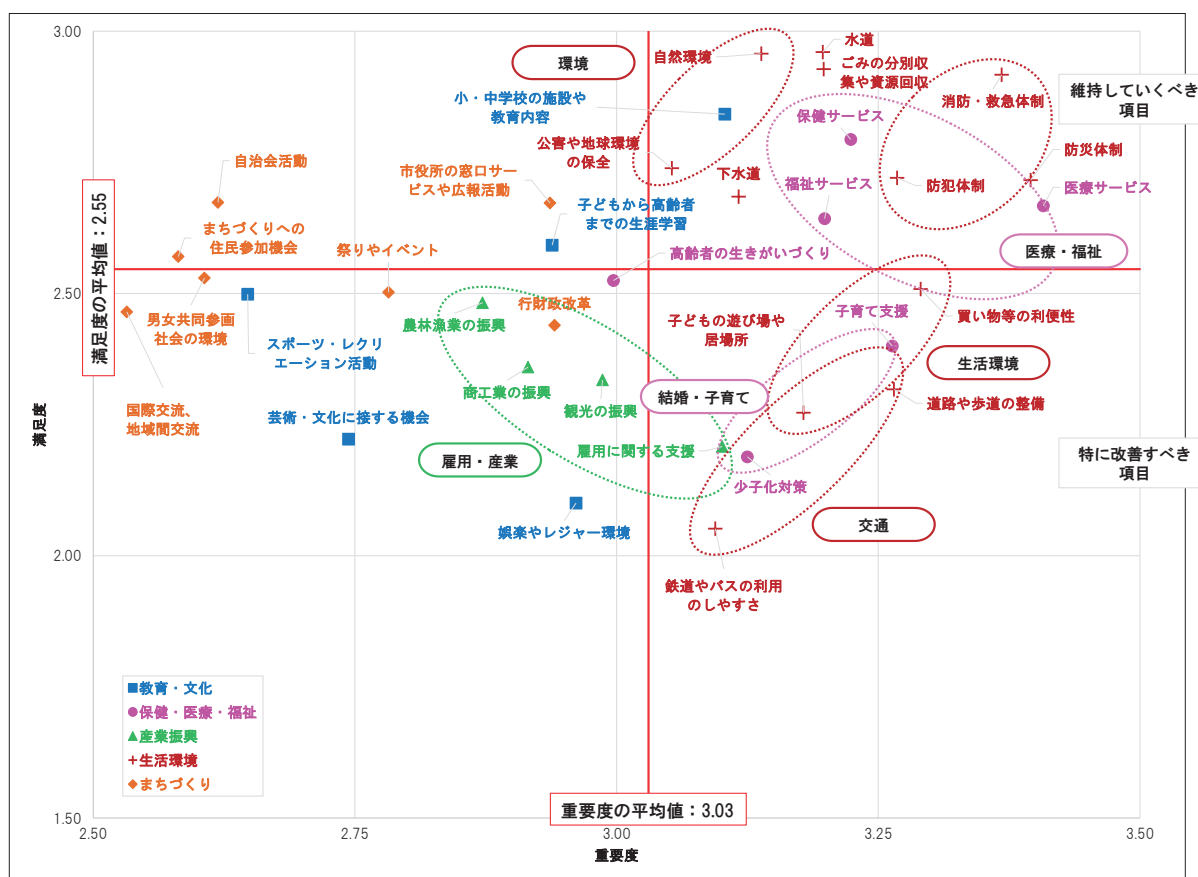
### 3 まちづくりの方向性（一般市民）

『まちづくりの方向性』として、『教育・文化』や『保健・医療・福祉』、『産業振興』、『生活環境』、『まちづくり』の5分野・計34の項目に関して、『現在の満足度』と『今後の重要度』を調査しました。

満足度が全項目の平均値よりも高く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「維持していくべき項目」であり、満足度が全項目の平均値よりも低く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「特に改善すべき項目」と言えます。

特に改善すべき項目として、「交通」や「生活環境」、「結婚・子育て」に関するものが挙げられます。

■まちづくりの方向性（CS分析注6・一般市民アンケート結果）



注6 CS分析：顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策（項目）の満足度と重要度を分析したもの。各取組について、縦軸に「満足度」、横軸に「重要度」を配置。

## 4 本市の各取組に関する満足度評価（一般市民）

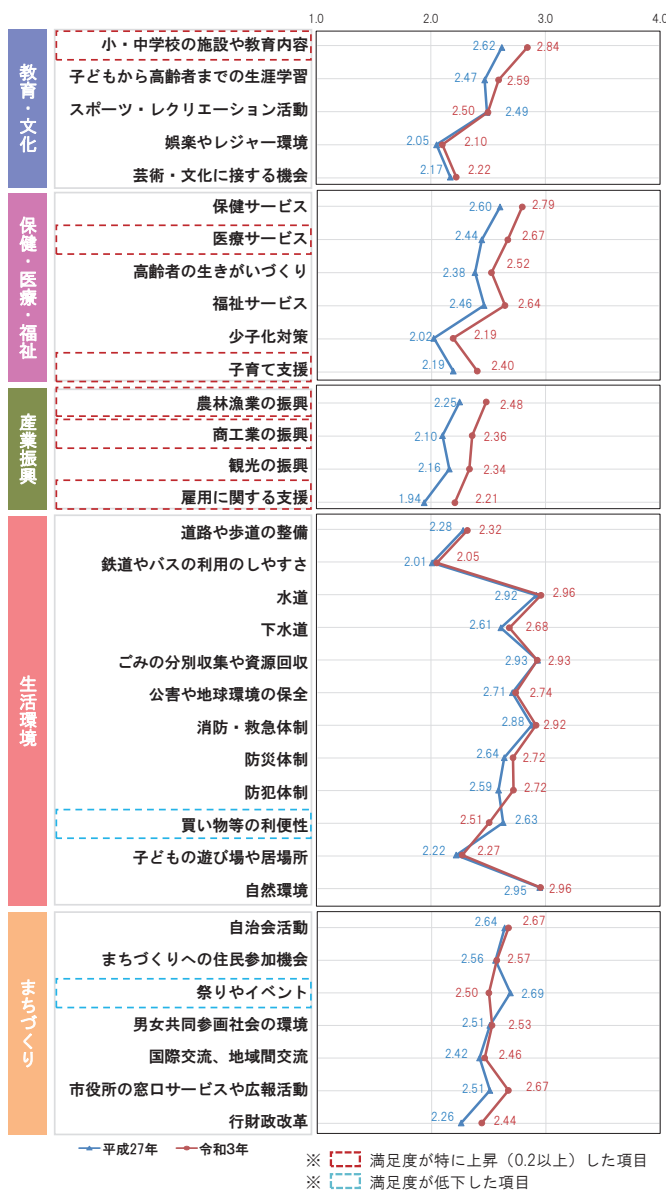
各取組の「満足度」について、前回調査と今回調査の比較を行い、満足度が特に上がった項目（0.2以上の向上）、満足度が下がった項目を抽出しました。

### 【満足度が特に上がった項目】

|               |  |
|---------------|--|
| 小・中学校の施設や教育内容 | 学校施設の耐震化の促進や、学力・体力の向上に向けた取組が行われています。         |
| 保健・医療サービス     | 医師不足や診療科の偏在等の課題解決に向け、地域医療ネットワーク等の導入等に努めています。 |
| 産業振興に関する項目    | 認定商品の新規販路成約件数の増加や、企業の誘致や留置に努め、産業の振興に努めています。  |

### 【満足度が下がった項目】

|          |   |
|----------|---|
| 買い物等の利便性 | 不要不急の外出自粛等により、最小限の移動が求められる、地域における買い物等への利便性の向上が求められています。 |
| 祭りやイベント  | 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントなどの中止や延期が原因として考えられます。          |



・満足度が上がった項目：32／34項目 満足度が下がった項目：2／34項目

※評価項目および満足度の算出方法は、いずれの調査結果においても「不満」から「満足」までを1点～4点とし、この値から平均値を算出し、比較しました。

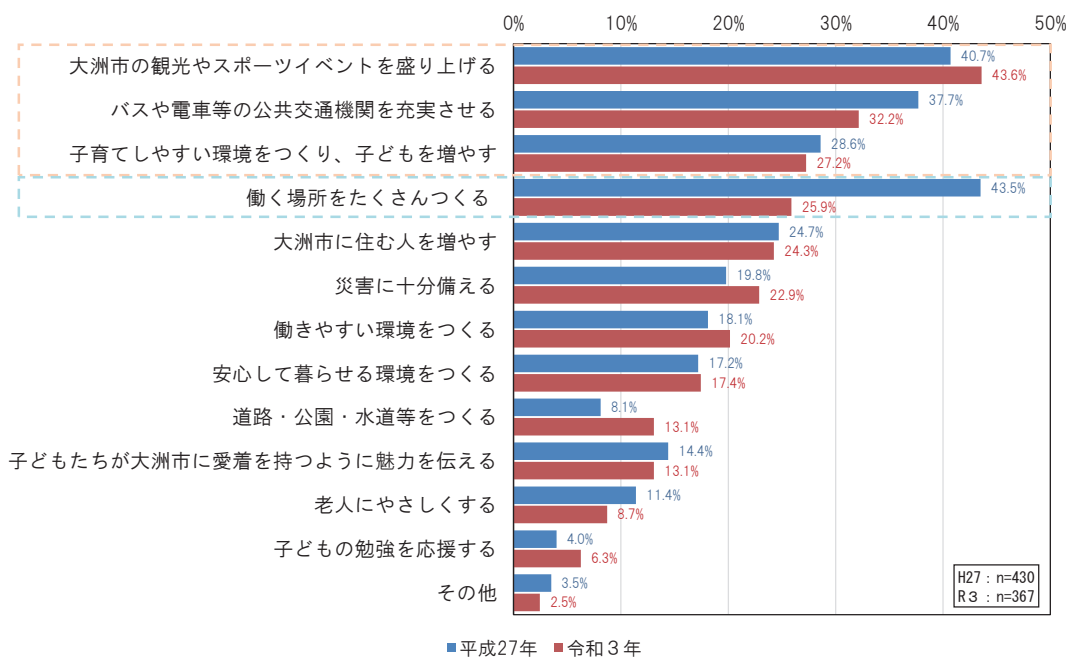
|    |    |      |      |    |
|----|----|------|------|----|
| 評価 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 |
| 得点 | 4点 | 3点   | 2点   | 1点 |

## 5 高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと（高校生）

高校生からは、「大洲市の観光やスポーツイベントを盛り上げる」や「バスや電車等の公共交通機関を充実させる」、「子育てしやすい環境をつくり、子どもを増やす」が、特にまちづくりで重点をおくべきこととされています。

「働く場所をたくさんつくる」の割合は、前回調査から大きく減少しています。

■高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと



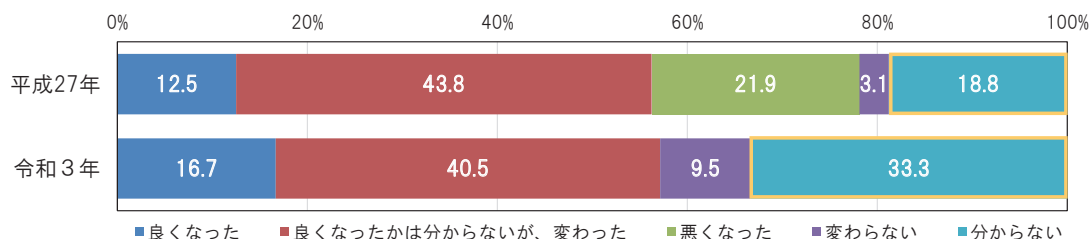
## 6 都市部住民から見た大洲市で変わったこと（都市部住民）

都市部住民からは、「良くなったかは分からないが、変わった」という意見が最も多くなっています。

「良くなった」と回答した理由としては、『交通が便利になった』、『商業施設などが増え、生活環境が良くなった』、『大洲城をはじめとした史跡や町並みが整備され、観光に力を入れているように感じる』などがありました。

「悪くなった」と回答した理由としては、『車を所有していないと不便』、『市の中心部だった本町、中町などの商店街の賑やかさがなくなった』、『地方の人口減少・流出が問題』などがありました。

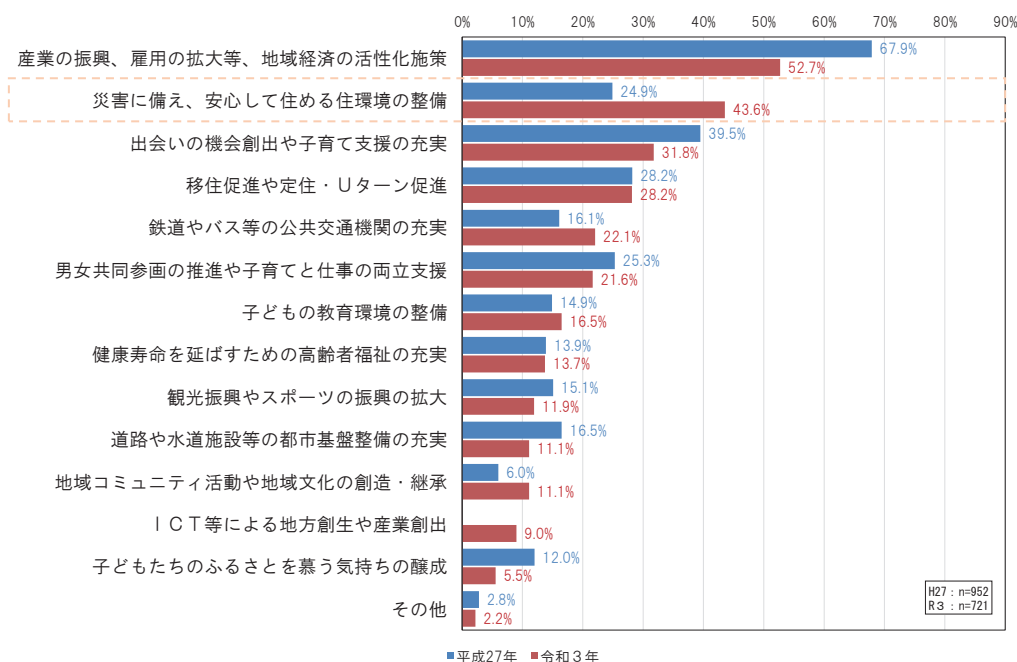
■都市部住民から見た大洲市で変わったこと



## 7 人口減少抑制のために取り組むべきこと（一般市民）

本市の将来的な人口減少を抑制するために取り組むべきこととして「産業の振興、雇用の拡大等、地域経済の活性化施策」が最も重視されています。続いて、「災害に備え、安心して住める住環境の整備」が重視されています。前回調査より、災害に関する項目の重要性が高まっています。

■将来的な人口減少を抑制し、活力ある地域社会を構築するために大洲市が取り組むべきこと

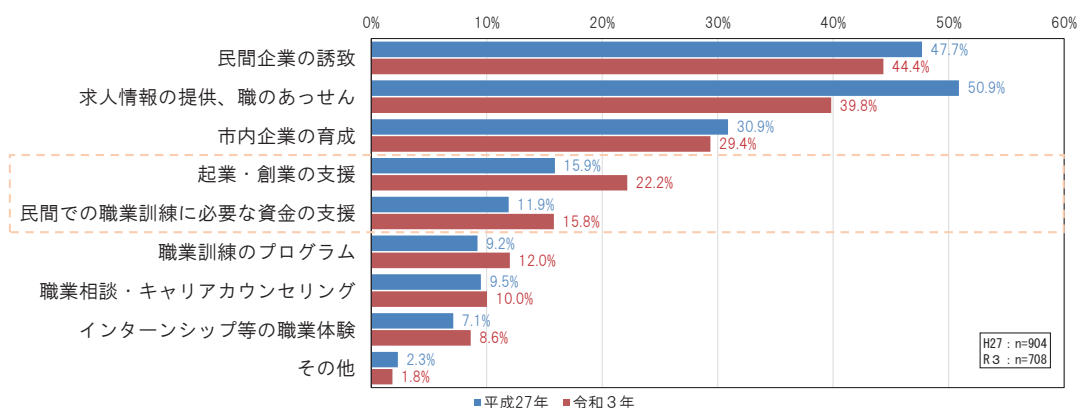


## 8 雇用対策（一般市民）

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「雇用」について、実施してほしい対策としては、「民間企業の誘致」や「求人情報の提供、職のあっせん」が多く望まれています。

「起業・創業の支援」、「民間での職業訓練に必要な資金の支援」の割合は、前回調査から増加しています。

■実施してほしい雇用対策



## 9 結婚支援に必要な取組と子育てに重要なもの（一般市民）

結婚支援に必要な取組としては、「安定した雇用」が最も多く、次いで「結婚祝い金などの経済的支援」や「婚活イベント等による出会いの場の提供」が望まれています。

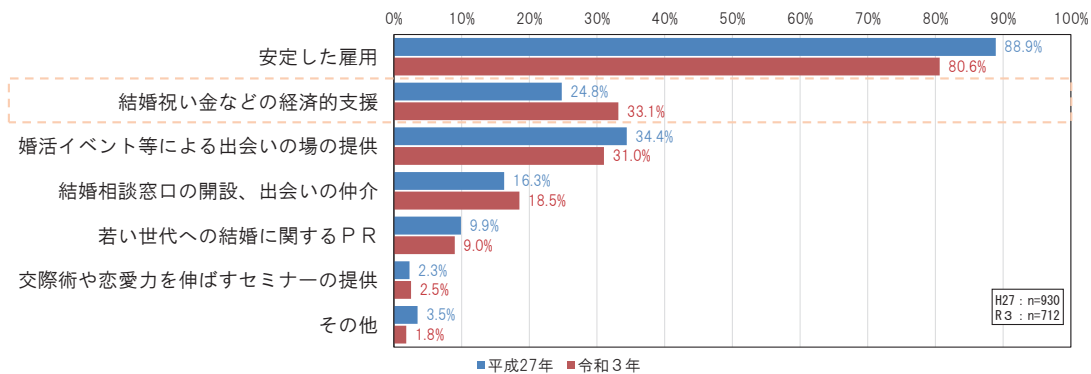
前回調査から、「結婚祝い金などの経済的支援」の割合が増加しています。

子育てに重要なものとしては、「経済力」が最も多く、次いで「児童手当・医療費補助等の経済支援」や「時間的なゆとり」が多く挙げられています。

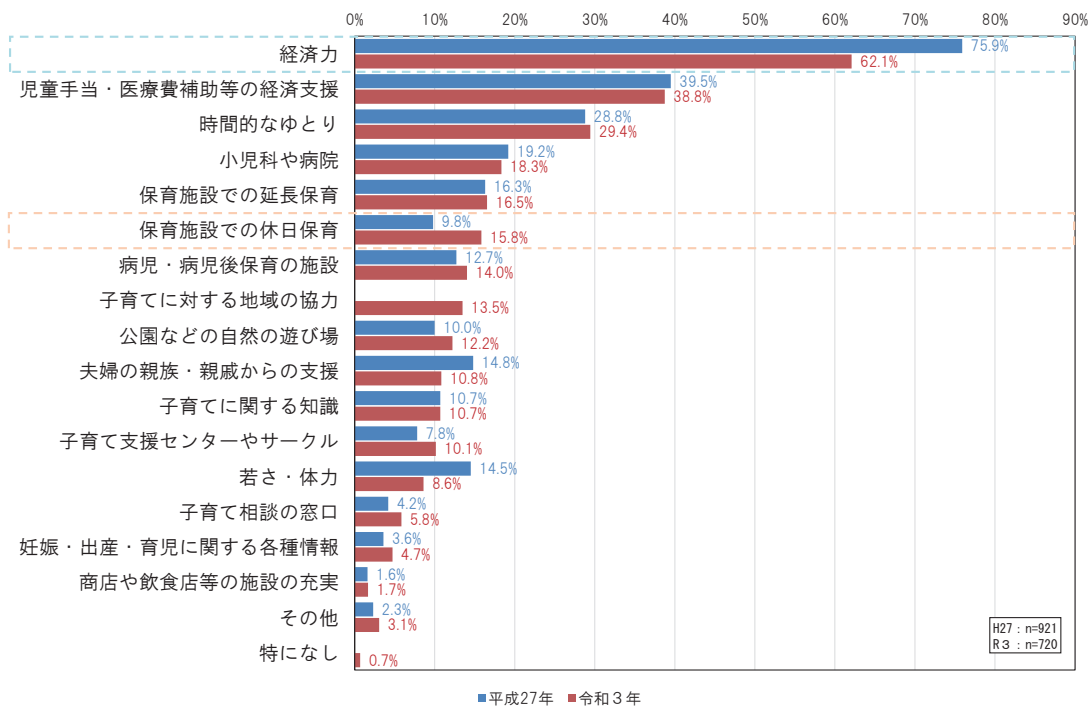
前回調査から、「経済力」の割合が減少し、「保育施設での休日保育」の割合が増加しています。

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「結婚・子育て」については、経済的な支援が重要視されていることが分かります。

■結婚を実現するために必要な取組



■子育てに重要なもの



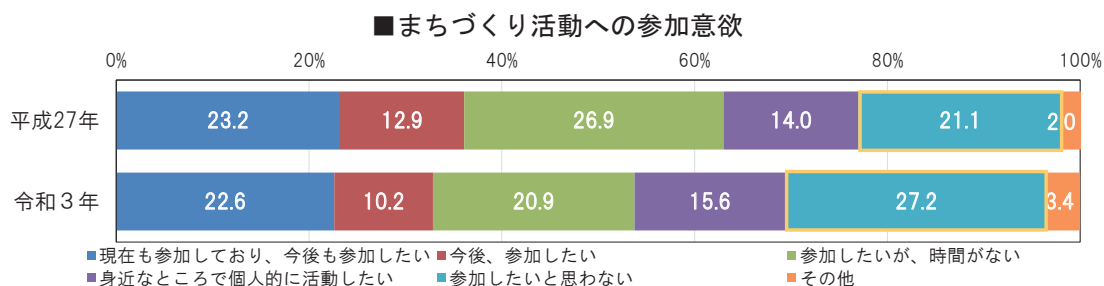


## 10 まちづくり活動への参加意欲（一般市民）

まちづくり活動への参加意欲について、前回調査結果との比較を行いました。

まちづくりやボランティア活動へ参加・参加意欲のある人（「現在も参加しており、今後も参加したい」、「今後、参加したい」、「参加したいが、時間がない」、「身近なところで個人的に活動したい」の合計）で比較すると、平成27年は77.0%、令和3年は69.3%となっており、活動への参加意欲が減少傾向にあります。

また、「参加したいと思わない」が前回調査の21.1%から今回調査では27.2%まで増加しており、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を向上していくことが課題です。

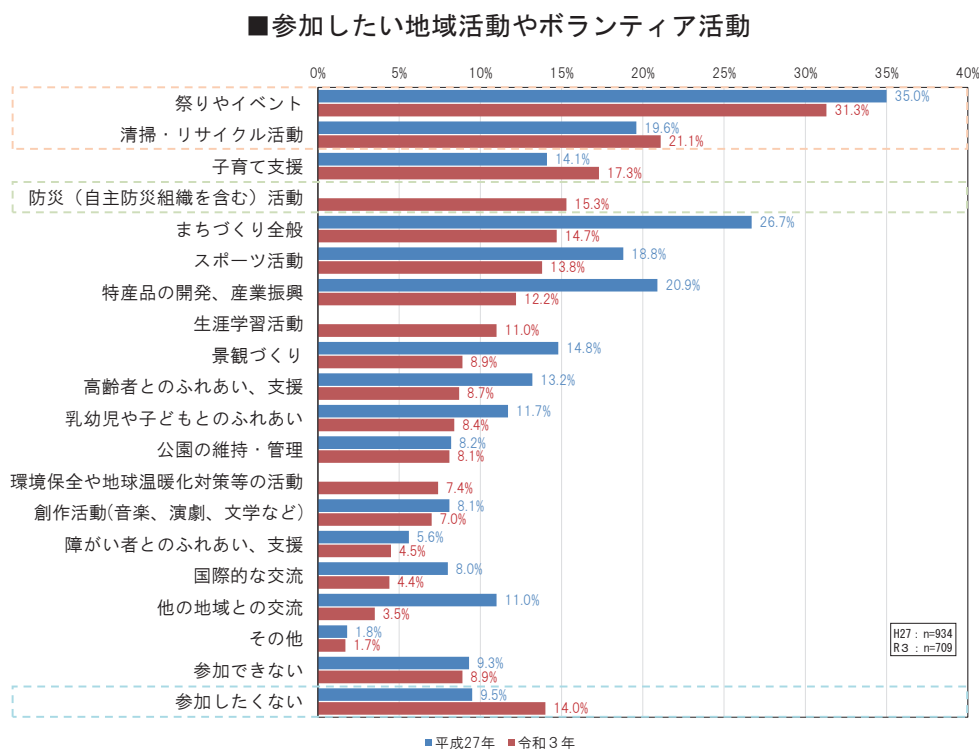


## 11 参加したい活動（一般市民）

参加意欲のある地域活動について、前回調査結果との比較を行いました。

地域活動のうち「祭りやイベント」や「清掃・リサイクル活動」などに関わる活動への参加意欲が高くなっています。

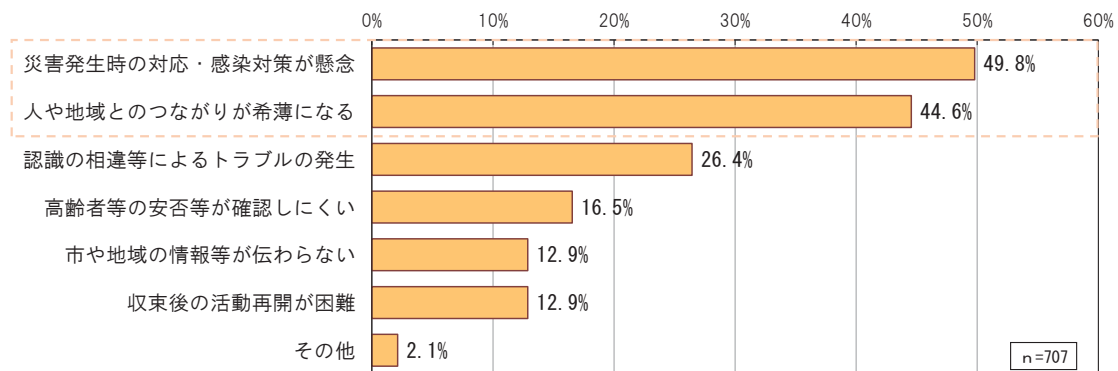
また、新設項目のひとつである「防災（自主防災組織を含む）活動」への参加意欲も高く、災害に対する市民一人一人の意識が高くなっています。



## 12 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、停滞する地域活動への不安（一般市民）

停滞する地域活動に対する不安として、「災害発生時の対応・感染対策が懸念」が最も多く、次いで「人や地域とのつながりが希薄になる」と回答した割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人や地域とのつながりが希薄になることへの心配が高まっています。

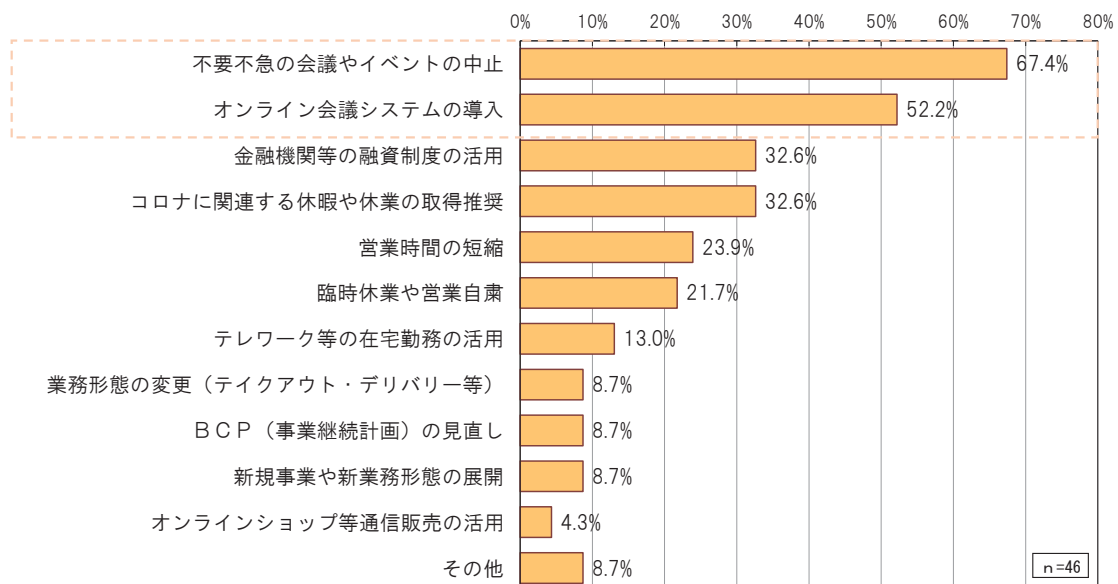
■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、停滞する地域活動への不安



## 13 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行った対策（事業所）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け行った対策としては、「不要不急の会議やイベントの中止」が最も多く、次いで「オンライン会議システムの導入」となっています。

■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行った対策



## 第5章

## 今後のまちづくりの課題

時代潮流、市民の声などを踏まえて、今後のまちづくりの課題を概観し、6つの課題に分類しました。

**1 産業の振興・雇用の創出**

働く場の不足による若者などの転出が多く、産業の振興と雇用の確保が大きな課題となっています。

本市における地域産業の活性化に向けて、高付加価値型の農林水産物の生産振興や企業誘致などによる商工業の振興、農林水産業と商工・観光業の多分野連携による商品開発・ブランド化、インバウンド対策<sup>注7</sup>を含めた観光振興などに取り組んでいく必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害で被災した農地等の生産基盤の復興や被災企業の事業回復に向けた支援などに取り組み、地域産業の再生を図っていくことが必要です。

さらに、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」の新しい時代における社会・価値観の変化を踏まえるとともに、仕事と家庭の両立の実現など、多様なライフスタイルを支えるため、それぞれの働き方に応じた支援が必要です。

注7 インバウンド：「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行者のこと。

**2 医療・福祉の充実、市民の健康の確保**

だれもが健康で安心して暮らし続けることができるよう、生活習慣の改善や高齢者の寝たきり予防など、日頃からの健康づくりに取り組むとともに、人口減少や少子高齢化に伴って変化する医療需要に対応した地域医療体制の確保が必要です。その中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供による「地域包括ケアシステム」の構築が重要とされています。これとあわせて、高齢者や障がい者が生きがいをもって社会に参画する仕組みが必要です。

また、少子化対策に向けて、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援、多様な保育サービスの充実など、切れ目の無い子育て支援が必要です。

**3 教育の充実・人材育成**

本市の将来を担う子どもたちを育てていくため、子ども一人一人に応じた教育の推進、本市の歴史・文化の継承と郷土愛の醸成、社会体験の機会の充実、芸術やスポーツを通じた心身の健全な育成などに取り組んでいくことが必要です。

また、子どもから大人まで、誰もが生涯を通じて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、様々な分野において地域を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

## 4 生活環境の向上、定住の促進

---

人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口減少社会に対応する都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが重視されています。

この考え方のもとで、市街地における拠点整備や集落における小さな拠点の形成、道路・公共交通や公園・上下水道の充実など、住環境を整備するとともに、市外からの移住・定住を促進し、若者をはじめとした定住人口を増加させていくことが大きな課題となっています。

また、本市は地形的な特性から水害や土砂災害の危険性が高く、近年では南海トラフ地震による沿岸部の被害も懸念され、安全に暮らせるまちを求める声が高まっています。平成30年7月豪雨災害においても甚大な被害が発生しており、復旧・復興の更なる推進を図るとともに、安全・安心な生活環境を確保するため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策等の充実を図り、定住の場として選ばれるまちづくりを進めることが必要です。

## 5 自然の保全・活用、地球環境の保全

---

本市は、市域の大部分(72.9%)を森林が占めており、肱川やその支流と周辺の田畑、伊予灘の海岸など、豊かな自然に恵まれています。今後も、豊かな自然を守り・育て・活かしていくため、森林の保全や河川の整備、自然に親しむ場や機会の充実、観光分野と連携した自然の活用などに取り組んでいくことが必要です。

また、これからも豊かな自然の中で健やかに暮らし続けるため、これまで以上に地球温暖化や環境衛生、公害など、様々な環境問題の対策に取り組んでいく必要があります。

## 6 市民主体のまちづくりの推進、共創の推進

---

市民の地域活動への参加意欲が低下している傾向がうかがえます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、様々なイベントや活動等が中止・延期になる中で、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を高める取組や地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援を検討していくことが必要です。

また、行政は、老朽化した公共施設などの適正化や選択と集中(スクラップアンドビルド)による事務事業の見直し、効率化など、計画的な行財政運営と積極的な行財政改革を推進するとともに、市民や事業者との連携による産業振興や雇用創出などに取り組む必要があります。そして、市民・事業者・行政の共創により、自立したまちづくりにつなげていくことが必要です。

---

---

## 第2編 基本構想

---

---



## 第1章

## まちづくりの基本理念

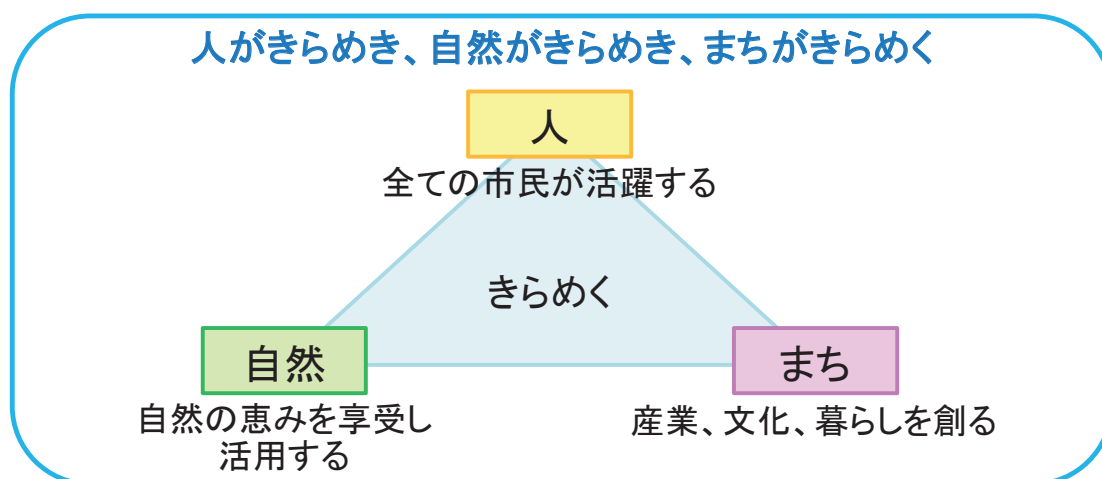
まちづくりの基本理念は、本市が目指すまちづくりの根本的な考え方を示すものです。本市では、次の3つの基本理念のもとにまちづくりを進めることとします。

## 1 人・自然・まちきらめく

国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、デジタル化の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機などの大きな課題が顕在化してきており、本市はこれまでに無い転換期を迎えています。

このような転換期にあって、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから大人まで、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

## ■「人・自然・まちきらめく」イメージ



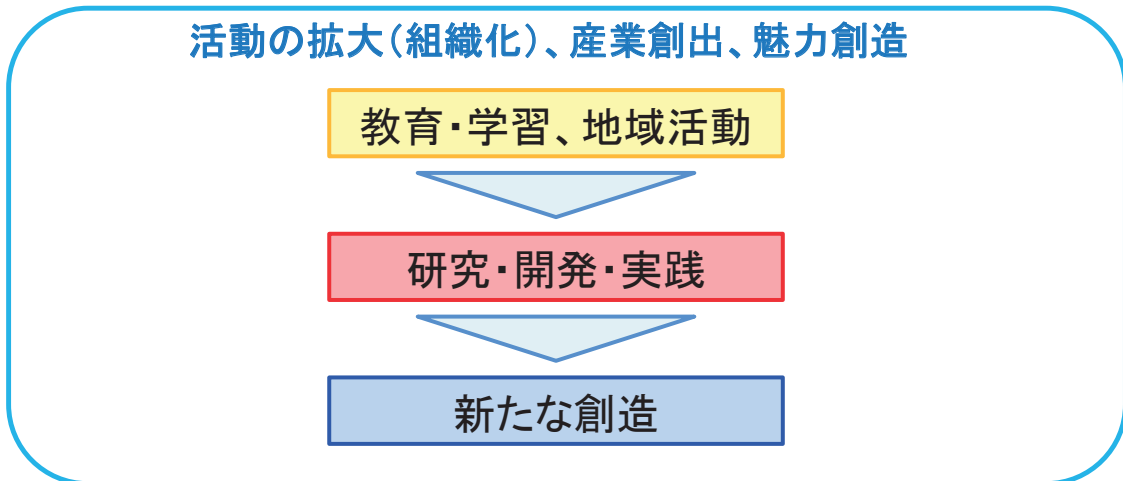
## 2 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹<sup>注8</sup>」が重んじた「知行合一<sup>注9</sup>」の教えを受け継ぎ、市民一人一人が知識を得て実践に移していくまちを目指して歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

■「知行創造」イメージ



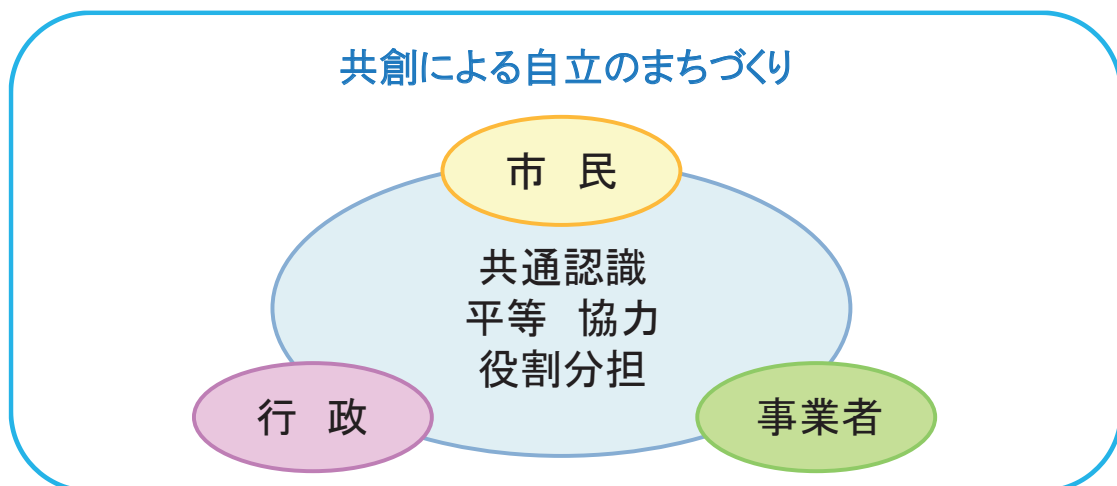
- 注8 なかえとうじゅ 中江藤樹：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。
- 注9 ちこうごういつ 知行合一：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。

3 自立と共創

国から地方への権限移譲が進められており、地方が自立してまちづくりを進める地方分権がまさに実行段階を迎えた現代では、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの共創や異業種間での連携による取組が不可欠です。

みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識できるように努め、共創により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と共創」イメージ





## 第1節 将来像

『人・自然・まちきらめく』、『知行創造』、『自立と共創』の3つのまちづくりの基本理念を受けて、本市が目指す将来像を以下のように定めます。

## きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～

「きらめくおおず」は、主体的に学び実践を通して新たに創造する“知行創造”の精神のもと、“自立と共創”のまちづくりに取り組み、豊かな自然に囲まれて暮らす市民一人一人が幸せを実感し“きらめく”ことにより、本市全体が“きらめく”未来の姿を表しています。

本市はこれまで、清流・肱川を中心に、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化、豊かな自然、美しい町並みなどを活かしながら、市民一人一人・地域と地域がともに支えあってまちづくりに取り組んできました。

これからも、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、地域の個性に磨きをかけるとともに、肱川でつながる流域のまちとして、互いを高めあいながら“みんなが輝く”ことにより、さらなる魅力の向上を目指します。

このような考え方のもと、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像として掲げます。

## 第2節 人口の目標

### 1 将来人口の予測

本市の人口は、昭和40年頃には60,000人を超えていたものの、平成27(2015)年の国勢調査によると、44,086人まで減少しています。社人研の推計をもとにすると、本市の人口は、本計画の目標期間である令和8(2026)年には36,665人になると予測されます。

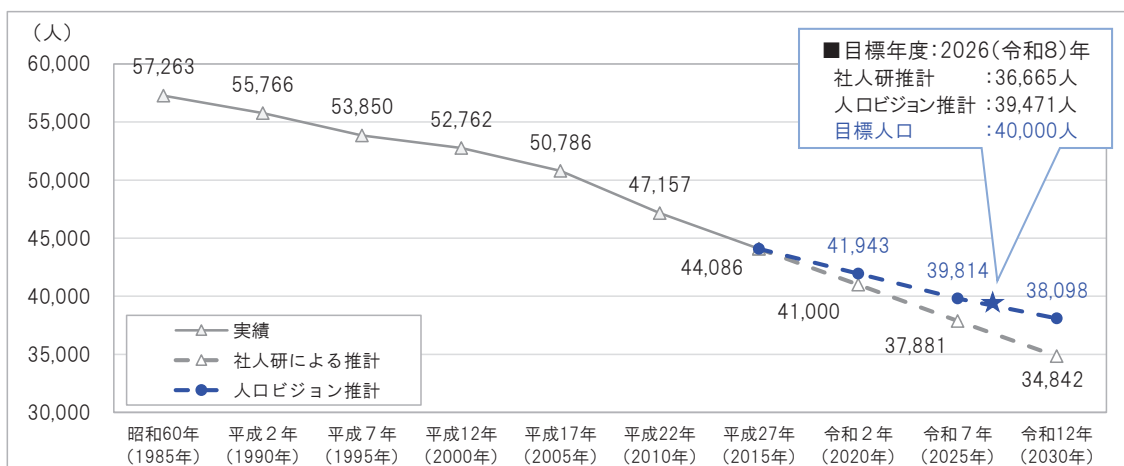
### 2 目標人口

このような人口減少傾向が予測される中、本市は、平成27年度に人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、令和2年3月には「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策や地方創生などに取り組んでいるところです。

今後は、本計画に掲げる施策と「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など)の連携を図りながら、これらの施策を確実に実施し着実な成果をあげることで、四国西南地域の中核都市を目指し、令和8(2026)年の目標人口を「40,000人」とします。

目標人口 令和8(2026)年 “40,000人”

■将来人口推計<sup>注10</sup>



注10 平成27(2015)年までは、国勢調査の実績を示している。

大洲市人口ビジョンでは、平成22(2010)年の人口を基準に、令和42(2060)年までの人口推計を行い、令和42(2060)年の目標人口を掲げている。

社人研による推計は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による公表値(平成27(2015)年を基準とした推計)を示している。

なお、大洲市人口ビジョン推計及び社人研による推計は、令和2(2020)年の国勢調査の結果(40,575人)とは一致しない。

## 第3節 土地利用基本構想

### 1 土地利用の理念

土地は、生活及び生産などの基盤となる全市民共通の財産です。関係法令や関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として総合的な土地利用を進めます。

|         |   |
|---------|---|
| 土地利用の理念 | ① 肱川をはじめとした自然との共生<br>② 文化的生活を営むための拠点の形成<br>③ 人口減少に対応するコンパクトなまちづくり |
|---------|---|

### 2 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」や「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

#### (1) ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

##### ① 森林ゾーン

**対象：平地の外縁部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域**

木材生産機能や水源涵養機能の維持・増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

##### ② 河川・湖沼・海岸ゾーン

**対象：肱川とその支流、伊予灘や沿岸部**

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

### ③集落・農地ゾーン

対象：既存集落やまとまりのある農地とその周辺

農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図ります。

また、優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興を図ります。

### ④市街地ゾーン

対象：都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。

住宅地では、建築制限の適正化と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、災害の危険性が高いエリアにおいては、警戒避難体制の強化などに努めるとともに、長期的な視点のもと、安全なエリアへの居住の誘導を図るなどにより、居住地の安全性向上を図ります。

商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

## (2) 地域拠点

市役所や各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

### ①大洲地域拠点

対象：大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯

本市の中心地として、生産・商業・流通などの機能強化や住環境の向上、防災機能の強化に努め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を図ります。

また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。

### ②長浜地域拠点

対象：長浜支所周辺

長浜支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、商店街や身近な商業の維持対策などを図ります。

また、長浜港を中心とする地域については、県とともに港湾施設の整備・活用を進めながら、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。

### ③肱川地域拠点

対象：肱川支所周辺

肱川支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化を図るため複合公共施設を整備し、生活環境の整備、道の駅の活性化と商店等の維持対策などを図ります。なお、肱川地域は、平成30年7月豪雨による被害を受けたことから、迅速な復興事業を進めていきます。

また、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、鹿野川ダムを含めたダム周辺における地域活性化策を国・県とともに推進します。

### ④河辺地域拠点

対象：河辺支所周辺

河辺支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。

また、河辺ふるさとの宿や周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発などの地域活性化を推進します。

## (3) 軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

### ①肱川流域連携軸

対象：肱川、河辺川、JR予讃線、国道197号、(主)大洲長浜線、  
(主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線

肱川及び河辺川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。

### ②広域連携軸

対象：四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、JR予讃線・内子線、  
大洲・八幡浜自動車道(整備区間及び計画区間)、国道56号・197号・378号

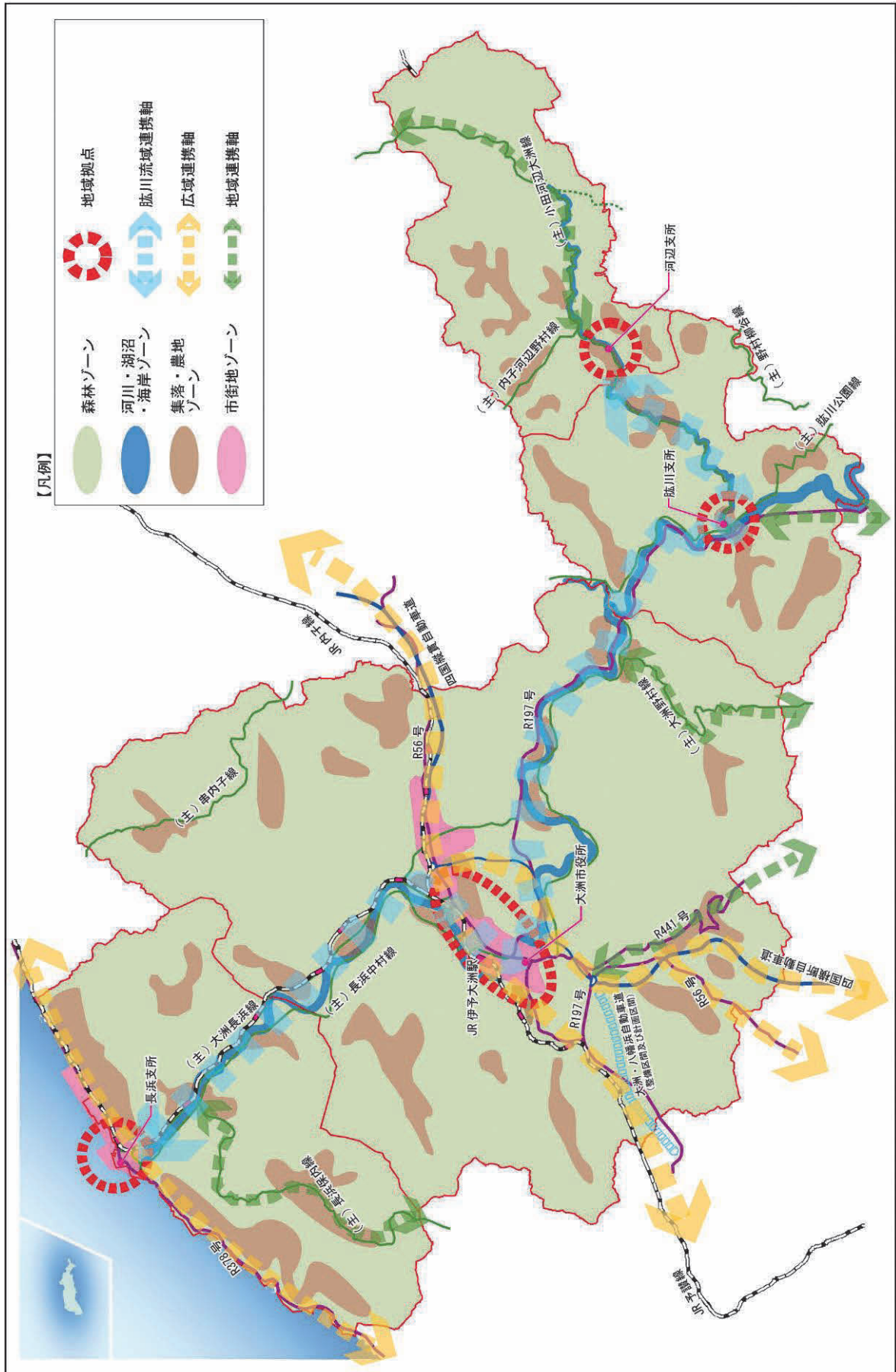
広域交通の骨格となる連携軸として、市内外さらには県外との連携強化を図ります。

### ③地域連携軸

対象：その他の主要な道路

地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携や市内各地域との連携強化を図ります。

## ■土地利用構想図



## 第3章

## 基本目標と施策の大綱

## 第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの課題を解決し、将来像である「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を実現するため、以下の6つのまちづくりの基本目標を設定します。



## 第2節 総合計画とSDGsの関係性

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、総合計画で掲げる将来都市像を実現するための「持続可能なまちづくり」の目標としても捉えることができます。そのため、本市では、総合計画の施策の大綱とSDGsの17の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。

なお、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むためのガイドラインとして発行されている「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）では、それぞれの目標に対して、自治体行政の果たし得る役割が、以下のように整理されています。

| 目標  | 自治体行政の果たし得る役割   |
|---|---|
|  <p>1 貧困をなくそう</p>              | <p><b>1. 貧困をなくそう</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>                     |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p>              | <p><b>2. 飢餓をゼロに</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>  |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>       | <p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>               |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p>        | <p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>                |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>      | <p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>           |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>      | <p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>                  |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p> |



| 目標   | 自治体行政の果たし得る役割  |
|--|--|
|  <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p>           | <p><b>8. 働きがいも経済成長も</b><br/>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>                        |
|  <p>9 産業と技術革新の<br/>基盤をつくろう</p>      | <p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br/>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>                    |
|  <p>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</p>        | <p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b><br/>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>   |
|  <p>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</p>       | <p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b><br/>包摂的で、安全、レジリエント（強靱）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>           |
|  <p>12 つくる責任<br/>つかう責任</p>         | <p><b>12. つくる責任つかう責任</b><br/>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p> |
|  <p>13 気候変動に<br/>具体的な対策を</p>      | <p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b><br/>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>                        |
|  <p>14 海の豊かさ<br/>を守ろう</p>         | <p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b><br/>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>                     |
|  <p>15 陸の豊かさ<br/>を守ろう</p>         | <p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b><br/>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>                   |
|  <p>16 平和と公正を<br/>すべての人に</p>      | <p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b><br/>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>                                      |
|  <p>17 パートナーシップで<br/>目標を達成しよう</p> | <p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b><br/>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>         |

## 第3節 基本目標と施策の大綱

### 基本目標1：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。

| 施策の大綱        | 施策                             |
|--------------|--------------------------------|
| 1-1 農林水産業の振興 | 1 農業の振興<br>2 林業の振興<br>3 水産業の振興 |
| 1-2 商工業の振興   | 4 商工業の振興                       |
| 1-3 観光業の振興   | 5 観光業の振興                       |

#### 施策の大綱 1-1 農林水産業の振興



「食料・農業・農村基本計画」や「森林・林業基本計画」などにに基づき、安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興や生産組織・担い手の育成を図るとともに、経営体制の革新を促進することにより、農林水産業の持続的発展を目指します。また、海・山・川など自然環境の保護・保全に向けた取組を進めていきます。

さらに、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。

## 施策の大綱 1-2 商工業の振興



地場産業の振興や企業誘致・留置の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能・情報発信力の強化などにより、事業者個々の生産力や販売力の向上を支援しながら「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

これらの取組を通じて、雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに努めることにより、若者にとって定住の場として選ばれるまちづくり推進につなげていきます。

## 施策の大綱 1-3 観光業の振興



「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の家並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」などに代表される地域の歴史、文化、自然、風土など、本市の地域固有の資源が持つ魅力を磨き上げ、利活用、プロモーション活動の推進を図ることで、多様化する観光客のニーズにあわせた観光メニューの提供に努めます。

また、アフターコロナを見据えながら、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、各関係機関との連携を強化し観光地としてのマネジメント力を高めることで、持続可能な観光まちづくりを進めます。

## 基本目標 2：安心きらめくまちづくり

保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

| 施策の大綱        | 施 策  |
|--------------|--|
| 2-1 保健・医療の充実 | 6 健康づくりの推進<br>7 地域医療体制の充実                                  |
| 2-2 福祉の充実    | 8 地域福祉の充実<br>9 子ども・子育て支援の充実<br>10 障がい者福祉の充実<br>11 高齢者福祉の充実 |

### 施策の大綱 2-1 保健・医療の充実



保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。

これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。

## 施策の大綱 2-2 福祉の充実



子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援と多様な保育サービスの充実、障がい福祉サービスや介護サービスの充実などに努めます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

## 基本目標3：文化きらめくまちづくり

社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

| 施策の大綱             | 施策                                      |
|-------------------|---|
| 3-1 教育の振興         | 12 就学前教育の充実<br>13 学校教育の充実<br>14 社会教育の充実 |
| 3-2 文化・芸術・スポーツの振興 | 15 文化・芸術・スポーツの振興                        |

### 施策の大綱3-1 教育の振興



確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、ICT機器の特長を生かしながら、個性と可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かで、SDGsの趣旨を理解し実践できる人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

## 施策の大綱 3-2 文化・芸術・スポーツの振興



本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

## 基本目標 4：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

| 施策の大綱       | 施 策   |
|-------------|---|
| 4-1 生活環境の整備 | 16 市街地・集落の整備<br>17 交通・情報基盤の整備<br>18 定住環境の整備 |
| 4-2 生活安全の確保 | 19 生活安全の確保                                  |

### 施策の大綱 4-1 生活環境の整備



住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の魅力発信に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを行うとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。



## 施策の大綱 4-2 生活安全の確保



市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた、生活基盤、経済・産業の早期再生に向けた取組の強化や自主防災組織の活動支援、人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。

## 基本目標5 自然きらめくまちづくり

長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。

| 施策の大綱               | 施策                          |
|---------------------|-----------------------------|
| 5-1 自然の保全と活用        | 20 自然の保全と活用                 |
| 5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進 | 21 地球環境の保全<br>22 環境保全・衛生の推進 |

### 施策の大綱5-1 自然の保全と活用



肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。

これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

### 施策の大綱5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進



市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、脱炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。あわせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、これらの各主体と連携した取組を推進します。

## 基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの共創により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。

| 施策の大綱          | 施 策   |
|----------------|---|
| 6-1 市民参加・交流の促進 | 23 共創のまちづくり<br>24 人権尊重のまちづくり<br>25 国内交流・国際交流の推進 |
| 6-2 行財政の健全化    | 26 行財政の健全化                                      |
| 6-3 DXの推進      | 27 DXの推進  |

### 施策の大綱6-1 市民参加・交流の促進



積極的な行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と共創によるまちづくりを推進します。

また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。

## 施策の大綱 6-2 行財政の健全化



本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。

## 施策の大綱 6-3 DXの推進



行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、様々な分野において、地域が一丸となった、誰一人取り残さないDXの推進に取り組みます。